

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                         |
|-------|------------------------------|
| 20    | ひとり暮らし高齢者等緊急通報システムの設置等に関する事務 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美幌町はひとり暮らし高齢者等緊急通報システムの設置等に関する事務における特定個人の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

美幌町長

## 公表日

令和6年7月19日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                       |  |
|--|--|
| ①事務の名称                                     | ひとり暮らし高齢者等緊急通報システムの設置等に関する事務   |
| ②事務の概要                                     | 高齢者等の居宅に緊急通報電話を設置し、急病、災害等突発的事態が発生したときに、迅速かつ正確な救援体制をとることにより、高齢者等の生活不安の解消及び生命の安全を確保する。 |
| ③システムの名称                                   | 介護保険システム、障害者福祉システム、住民記録システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム                                       |
| 2. 特定個人情報ファイル名                             |  |
| 介護保険情報ファイル、障害者福祉情報ファイル、住民基本台帳ファイル、宛名情報ファイル |  |
| 3. 個人番号の利用                                 |  |
| 法令上の根拠                                     | 番号法第9条第2項、番号法施行条例  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携                   |  |
| ①実施の有無                                     | [ 未定 ]<br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定                                      |
| ②法令上の根拠                                    |  |
| 5. 評価実施機関における担当部署                          |  |
| ①部署  | 美幌町福祉部保健福祉課  |
| ②所属長の役職名                                   | 保健福祉課長   |
| 6. 他の評価実施機関                                |  |
|  |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                     |  |
| 請求先  | 美幌町(総務部総務課)網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地 0152-73-1111   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ                   |  |
| 連絡先  | 美幌町(総務部総務課)網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地 0152-73-1111   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                    |  |
|--|--------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人未満(任意実施) ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年7月19日 時点       |  |
| 2. 取扱者数                                |                    |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]         | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年7月19日 時点       |  |
| 3. 重大事故                                |                    |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]           | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果               |
|------------------------|
| 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類   |                              |  |
|---|------------------------------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]   |                              | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)  |                              |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用  |                              |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ]委託しない</span>                            |                              |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か   | [ ]                          | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ]提供・移転しない</span> |                              |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ ]                          | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)</span>        |                              |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ ]                          | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ ]                          | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去   |                              |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査   |                              |  |
| 実施の有無   | [ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業員に対する教育・啓発   |                              |  |
| 従業員に対する教育・啓発  | [ 十分に行っている ]                 | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日       | 項目            | 変更前の記載         | 変更後の記載      | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|-----------|---------------|----------------|-------------|------|--------------|
| 令和1年6月30日 | I-5-②         | 福祉主幹 遠藤明       | 福祉主幹        | 事後   | 指針の変更による表記変更 |
| 令和1年6月30日 | II-1 いつ時点の計数か | 平成26年10月31日時点  | 令和1年6月30日時点 | 事後   |              |
| 令和1年6月30日 | II-2 いつ時点の計数か | 平成26年10月31日時点  | 令和1年6月30日時点 | 事後   |              |
| 令和1年6月30日 | IV リスク対策      | -              | -           | 事後   | 指針の変更による項目追加 |
| 令和3年7月9日  | 5-①           | 美幌町民生部保健福祉グループ | 美幌町福祉部保健福祉課 | 事後   | 機構改革         |
| 令和3年7月9日  | 5-②           | 福祉主幹           | 保健福祉課長      | 事後   | 人事異動         |
| 令和3年7月9日  | I-7 請求先       | 美幌町(総務部総務グループ) | 美幌町(総務部総務課) | 事後   | 機構改革         |
| 令和3年7月9日  | I-8 連絡先       | 美幌町(総務部総務グループ) | 美幌町(総務部総務課) | 事後   | 機構改革         |
| 令和3年7月9日  | II-1 いつ時点の計数か | 令和1年6月30日時点    | 令和3年7月9日時点  | 事後   |              |
| 令和3年7月9日  | II-2 いつ時点の計数か | 令和1年6月30日時点    | 令和3年7月9日時点  | 事後   |              |
| 令和4年7月21日 | II-1 いつ時点の計数か | 令和3年7月9日時点     | 令和4年7月21日時点 | 事後   |              |
| 令和4年7月21日 | II-2 いつ時点の計数か | 令和3年7月9日時点     | 令和4年7月21日時点 | 事後   |              |
| 令和5年7月21日 | II-1 いつ時点の計数か | 令和4年7月21日時点    | 令和5年7月21日時点 | 事後   |              |
| 令和5年7月21日 | II-2 いつ時点の計数か | 令和4年7月21日時点    | 令和5年7月21日時点 | 事後   |              |
| 令和6年7月19日 | II-1 いつ時点の計数か | 令和5年7月21日時点    | 令和6年7月19日時点 | 事後   |              |
| 令和6年7月19日 | II-2 いつ時点の計数か | 令和5年7月21日時点    | 令和6年7月19日時点 | 事後   |              |
|           |               |                |             |      |              |
|           |               |                |             |      |              |
|           |               |                |             |      |              |
|           |               |                |             |      |              |